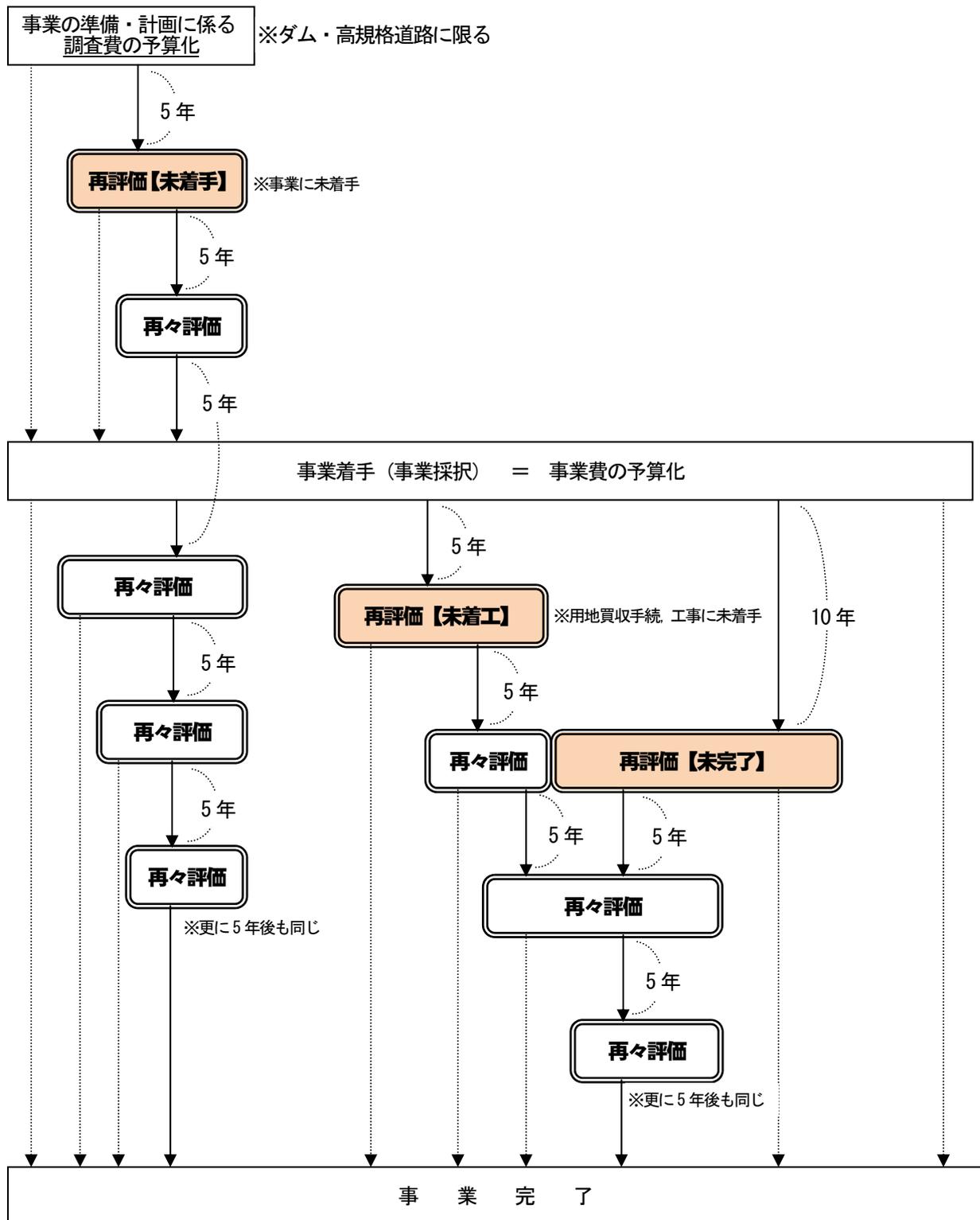


再評価対象区分



再評価対象区分（行政活動の評価に関する条例施行規則第22条）

- ・未 着 工: 事業着手をした年度から起算して5年度以内に用地買収の手続又は工事のいずれも行われなかったことが見込まれるもの
- ・未 完 了: 事業着手をした年度から起算して10年度以内に事業の完了が見込まれないもの
- ・再々評価: 公共事業再評価を行った年度の翌年度から起算して5年度(下水道事業については10年度)以内に、用地買収の手続若しくは工事のいずれも行われなかったことが見込まれるもの又は事業の完了が見込まれないもの
- ・未 着 手: 事業の準備又は計画に係る調査費が予算に計上された年度から起算して5年度以内に事業着手をしないことが見込まれるもの
- ・そ の 他: 社会経済情勢の急激な変化、住民の要望の変化等事業の円滑な推進に課題を抱えており、特に今後の展開について判断が必要とされるもの

公共事業事後評価について

公共事業評価体系の改善については、平成15年度から検討を開始し、平成17・18年度には「公共事業評価改善検討ワーキンググループ」（公共事業評価関係各課で構成）において検討してきた結果、

- ①再評価事業完了報告（1次事後評価）については、再評価を実施したすべての事業を対象に実施することとし、平成19年度から制度化する。
- ②2次事後評価については、引き続き評価手法等を試行する。

こととした。なお、制度の概要については以下のとおり。

1 公共事業評価の流れ

（平成19年4月1日以降、公共事業評価部会に関連する部分のみ）

